

改正

令和5年12月15日水管規程第2号

富良野市水道事業給水条例施行規程

(目的)

第1条 この規程は、富良野市水道事業給水条例（昭和41年条例第83号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の新設等の申込)

第2条 条例第5条第1項の規定により給水装置の新設、改造、撤去又は臨時使用を行おうとする者は、給水装置工事申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出し、承認を受けなければならない。また、修繕を行った者は、当該工事完了後修繕工事施工届（第1号様式の2）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、次の各号の一に該当するときは、条例第5条第2項の規定により、利害関係人同意書（第2号様式）又はこれに代わる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 他人の土地、又は家屋に給水装置を設置するとき。
- (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (3) その他当該給水装置を設置することによって、利害関係人があるとき。

(給水装置の設置及び工事の実施方法)

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に定める基準に基づき国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）によるものとし、給水装置の設置及び工事の実施方法は、管理者が別に定める給水装置工事設計施工基準によらなければならない。

(給水装置工事の設計審査)

第4条 条例第7条第2項の規定により給水装置工事の設計審査を受けようとする指定工事業者は、給水装置工事設計審査申請書（第3号様式。以下「設計審査申請書」という。）により、管理者に申請しなければならない。

2 前項の設計審査申請書には、工事設計書、図面その他必要な書類を添付しなければならないものとする。

(給水装置工事の設計承認)

第5条 管理者は、前条の規定による設計審査申請があつたときは、当該申請の内容が第3条の規定に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めたときは、当該設計審査申請書に承認印を押印のうえ交付するものとし、適合していないと認めたときは、その理由を附してその旨当該申請者に通知するものとする。

(給水装置工事の着工届及び完了届)

第6条 前条の承認を受けた給水装置工事に着工しようとする指定工事業者は、給水装置工事着工届（第4号様式）を管理者に提出しなければならないものとする。

2 条例第7条第2項の規定により給水装置工事を完了した指定工事業者は、給水装置工事完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）を管理者に提出し、その工事の検査を受けるものとする。

3 前項の完了届には、給水装置工事台帳（第6号様式）その他必要な書類を添付しなければならないものとする。

4 管理者は、前項の検査の結果、適正と認めたときは、給水装置工事検査済書（第7号様式）を交付するものとする。

(給水申込)

第7条 条例第14条に規定する給水申込みをしようとする者は、水道・下水道使用開始に関する届（共

通第1号様式)を提出しなければならない。

(給水装置所有者の代理人)

第8条 条例第15条の規定により、給水装置の所有者が市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しないとき又は有しなくなったときは、あるいは管理者が必要と認めたときは、給水装置に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住し独立の生計を営む者のうちから本人の同意を得て代理人を定め、遅滞なく管理者に届出なければならない。代理人を変更するときも、同様とする。

2 前項に規定する届出は、給水装置所有者代理人選定(変更)届(第8号様式)によって、これを行うものとする。

(給水装置管理人)

第9条 条例第16条の規定による管理人を選定したとき、又は管理人を変更したときは、給水装置管理人選定(変更)届(第9号様式)により、遅滞なく管理者に届け出るものとする。

(水道使用の中止、変更等の届出)

第10条 条例第19条第1項の規定により、水道使用を中止するときは水道・下水道使用中止に関する届(共通第2号様式)、給水装置使用者、用途等を変更するときは水道・下水道各種変更に関する届(共通第3号様式)、消防演習に私設消火栓を使用するときは私設消火栓消防演習使用届(第10号様式)により、管理者に届け出るものとする。

(給水装置所有者の変更)

第11条 給水装置所有者を変更するときは、給水装置所有者変更届(第11号様式)により、管理者に届け出るものとする。

(消防用として水道を使用した場合)

第12条 水道を消防用として使用したときは、消防用水道使用届(第12号様式)により、管理者に届け出るものとする。

(水質検査の請求)

第13条 条例第22条の規定に基づく給水装置又は水質の検査を請求しようとする者は水質検査請求書(第13号様式)を管理者に提出しなければならない。管理者はその水質等の結果について、水質検査結果通知書(第14号様式)により請求者に通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第34条に規定する検査等に従事する職員は、管理者の発行する水道検査員身分証明書(第15号様式)を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給水装置の切離し)

第15条 条例第37条の規定に基づき、給水装置の切離しが必要なときは、管理者は給水装置の所有者にその旨を通知しなければならない。

2 管理者は、所有者の不明等の理由により前項の通知をすることができないときは、富良野市公告式条例(昭和41年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(料金等の軽減又は免除)

第16条 条例第32条に規定する特別な理由とは、次のとおりとする。

(1) 水道使用契約者(以下この条において「水道契約者」という。)が富良野市税の減免に関する規則(平成29年規則第6号。以下「市税減免規則」という。)第2条の公私の扶助を受ける者に該当となったとき。

(2) 水道契約者及びその配偶者以外の世帯構成員が満70歳以上、配偶者が65歳以上の場合で、かつ、当該世帯に係る当該年度分の市民税が非課税であるとき。

(3) 水道契約者と生計を一にする世帯が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭等であつて、同法第6条第3項に規定する児童(18歳以上の児童にあつては就学している者)を1人以上扶養しており、当該世帯に係る当該年度分の市民税が非課税であるとき。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する者が構成員である世帯であつて、当該世帯に係る当該年度分の市民税が非課税世帯であるとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級又は2級の身体障がい者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう療育手帳を所持し、その障がいの程度がA判定の知的障がい者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級の精神障がい者

(5) 水道契約者が市税減免規則第6条に規定する災害を受けた者に該当するとき。

2 前項の規定により、水道料金、手数料その他の費用の減免を受けようとする水道契約者は、水道料金・下水道使用料減免申請書（共通第4号様式）に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により申請があつたときは、その適否を決定し、水道料金・下水道使用料減免決定（却下）通知書（共通第5号様式）により決定又は却下の通知をするものとする。

4 前項の規定による水道料金等減免の決定を受けた水道使用者が、その減免を受けた事由が消滅した場合、速やかにその旨、管理者に届出なければならない。

5 第1項第1号から第4号までの水道料金の減免率は、基本料金（1月につき）が一般用の消費税（地方消費税を含む。）抜き金額の45パーセント、超過料金（1立方メートルにつき）が一般用の消費税（地方消費税を含む。）抜き金額の20パーセントとし、同項第5号についての料金の減免率は、被害の程度により管理者が決定する。これにより算出した減免金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

6 第1項に定める水道料金の減免の期間は、第3項の規定による減免の決定をした日の属する月の翌月の使用分から同項の規定による減免対象者の資格が欠けた日の属する月の使用分までとする。

（委任）

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 富良野市公共下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係規則の整理に関する規則（令和3年規則第26号）による廃止前の富良野市水道事業給水条例施行規則（平成2年規則第11号）の規定に基づいてなされた許可、承認、指示、決定その他処分又は申請、届出その他手続きは、この規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和5年12月15日水管規程第2号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

給 水 装 置 工 事 申 込 書

富良野市長 様

受付番号	
調定番号	
申込戸数	戸

下記のとおり給水装置工事を申し込みます。

給水装置工事の種類	新 設	改 造	修 繕	撤 去	臨 時
用 途	一般用	営業用	団体用	浴場用	臨時用
給水装置工事 申 込 者	住 所 氏 名 (TEL)				
給水装置設置場所使用 者（料金支払者） 勤務先又は連絡先	住 所 氏 名 (TEL)				
	(TEL)				
給水装置工事 指 定 工 事 業 者	住 所 氏 名 (TEL)				
主 任 技 術 者	氏 名				
工事施工中に臨時用水を使用する場合は料金の支払者を記入下さい					
臨時水道料金支払者	住 所 氏 名 (TEL)				
給水工事に伴う利害関係の有無 (有 ・ 無)					
工 期	年 月 日から		年 月 日まで		
臨時水道使用期間	年 月 日から		年 月 日まで		
委 任 状 私所有の給水装置のうち、図面記載 の公道部分の維持管理を市に委任いた します。 委任者 印			特記事項		

第1号様式の2 (第2条関係)

受付番号 _____

修繕工事施工届

富良野市長 様

下記給水装置の修繕工事を施工しましたので、お届けします。

年 月 日

指定工事業者

主任技術者氏名

修繕箇所の所有者	町 番 号	氏 名	
修繕箇所の使用者	町 番 号	氏 名	
修 繕 指 示 月 日	年 月 日	指示者 氏 名	市 使用者
着 手 年 月 日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
費用負担区分	私 費 ・ 市 費 ・ 業 者		

事故の概要	1 水抜栓 (a 出ない b 止まらない c レバーが回らない d その他)
	2 量水器 (a 漏水 b 不転 c コード断線 d その他)
	3 室内配管 4 カラン 5 止水栓 6 給水管
	7 その他 ()
修繕内容	

修繕完了時最終指針 (受信器の指針)	m ³	受付承認印
漏水修繕が完了したことを 確認しました	確 認 印	

利害関係人同意書

富良野市水道事業給水条例第5条第2項及び富良野市簡易水道事業給水条例第5条第2項に基づき、当該給水工事に関する利害関係人の同意を、下記のとおり得ましたので提出いたします。

記

私が利害関係を有する^{土地}家屋^{給水装置}に給水装置工事を施工することに同意いたします。

年 月 日

住 所

(地 番)

氏 名 _____ 印 (TEL _____)

(土地所有者の利害関係とは、他人の土地に給水管を埋設する場合
家屋所有者の利害関係とは、借家住まいの人が借家に配管をする場合
給水管所有者の利害関係とは、他人の給水管より水道を引く場合
以上の利害関係がある場合、署名捺印して提出して下さい。)

受付番号

--

給水装置工事設計審査申請書

年 月 日

富良野市長 様

下記のとおり設計しましたので
関係書類を添えて申請します。

指定工事業者	住所 氏名
主任技術者	

所有者	住所	富良野市 町 番 号	氏名		電話	
-----	----	------------	----	--	----	--

使用者	住所	富良野市 町 番 号	氏名	
-----	----	------------	----	--

設置場所	富良野市 町 番 号	給水工事の種類	新設・改造・修繕・ 撤去・臨時
------	------------	---------	--------------------

用途	一般用 ・ 営業用 ・ 団体用 ・ 浴場用 ・ 臨時用
----	-----------------------------

工事着工予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

同意事項	土地	住所	氏名
	家屋	住所	氏名
	給水装置	住所	氏名

受水槽の有無	有 ・ 無（有効容量 m ³ ）	審査承認印	
道占用	道路占用		有 ・ 無
	道路種別		市道 ・ 道道 ・ 国道
通行規制	有 ・ 無		
断水工事	有 ・ 無		

特記事項	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
------	--

給 水 装 置 工 事 着 工 届

富良野市長 様

下記給水装置工事着工したのでお届けします。

年 月 日

指定工事業者

主任技術者

給水装置工事の種類	・新 設 ・改 造 ・修 繕 ・撤 去 ・臨 時		
用 途	・一般用 ・営業用 ・団体用 ・浴場用 ・臨時用		
申 込 者	町 番 号	氏名	
臨時水道料支払者	町 番 号	氏名	
所 有 者	町 番 号	氏名	
使用者（設置場所）	町 番 号	氏名	
勤務先及び連絡先	（TEL _____）		
工 期	着 工	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
特 記 事 項			

給 水 装 置 工 事 完 了 届

富良野市長 様

下記給水装置工事を完了したので関係書類を添え、お届けします。

年 月 日

指定工事業者

主任技術者

給水装置工事の種類	・新 設 ・改 造 ・修 繕 ・撤 去 ・臨 時		
用 途	・一般用 ・営業用 ・団体用 ・浴場用 ・臨時用		
申 込 者	町 番 号	氏名	
臨時水道料支払者	町 番 号	氏名	
所 有 者	町 番 号	氏名	
使用者（設置場所）	町 番 号	氏名	
勤務先及び連絡先	(TEL)		
工 期	着工	年 月 日	完了 年 月 日
精 算 工 事 費	円		
特 記 事 項			

第6号様式 (第6条関係)

給水装置工事台帳		新設・改造・修繕・撤去・臨時			マスターコード							
					住所コード							
所有者	住所				受付			年 月 日				
	氏名				設計審査			年 月 日				
使用者	住所				着工			年 月 日				
	氏名				完了			年 月 日				
	設置場所				工事検査			年 月 日				
部長	課長	水道施設係長	水道施設係		工事検査員	調定	業務係長	業務係				
用途	受付番号	施工業者			工事検査員氏名							
					主任技術者氏名							
名称	寸法	数量	単位	単価	金額	名称	寸法	数量	単位	単価	金額	
備考	工事費支払者			量水器	φ mmメーカー名			給水栓	メーカー名			型
					型式 型・指針 m³				φ mm × m			本
					有効年月 年 月				φ mm × m			本
					No. 上 下				φ mm × m			本
受水槽 : 有 無 (有効容量 m³)				コード長 L = m				着脱装置 : 有 無				

給水装置工事検査済書

受付番号 _____

年 月 日

様

富良野市長

年 月 日完了届出のあった下記の給水装置工事は、富良野市水道事業給水条例施行規程第3条及び富良野市簡易水道事業給水条例施行規程第3条の規定に適合していることを認めます。

記

給水装置工事の種類	新設 ・ 改造 ・ 修繕 ・ 撤去 ・ 臨時
設置場所	富良野市
給水装置工事申込者	住所 氏名
給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
給水装置の用途	一般用・営業用・団体用・浴場用・臨時用
注意事項	
その他	

給水装置所有者代理人選定（変更）届

年 月 日

富良野市長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名

富良野市水道事業給水条例施行規程第8条及び富良野市簡易水道事業給水条例施行規程第8条の規定により、下記の者を給水装置所有者代理人に選定（変更）したのでお届けします。

記

給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓

設置場所 富良野市

給水装置の用途 一般用・営業用・団体用・浴場用・臨時用

給水栓番号 第 号

給水装置所有者代理人 住 所
氏 名

給水装置管理人選定(変更)届

年 月 日

富良野市長 様

給水装置所有者 住 所
氏 名

富良野市水道事業給水条例施行規程第9条及び富良野市簡易水道事業給水条例施行規程第9条の規定により、下記の者を給水装置管理人に選定（変更）したのでお届けします。

記

給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓
設置場所 富良野市
給水装置の用途 一般用・営業用・団体用・浴場用・臨時用
給水栓番号 第 号
給水装置管理人 住 所
氏 名

	氏 名	住 所	備 考
給 水 世 帯			

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

富良野市長 様

私設消火栓所有者 住 所
氏 名

下記のとおり、消防演習に使用したいのでお届けします。

記

私設消火栓設置場所 富良野市

私設消火栓番号 第 号

使用日時 年 月 日（午前・午後） 時 分から
年 月 日（午前・午後） 時 分まで

使用ポンプの能力 $m^3/秒$

その他参考事項

給 水 装 置 所 有 者 変 更 届

年 月 日

富良野市長 様

新給水装置所有者 住 所
氏 名

旧給水装置所有者 住 所
氏 名

下記のとおり、給水装置の所有者を変更しましたのでお届けします。

記

給水装置の種類 専用給水装置・私設消火栓

設 置 場 所 富良野市

給水装置の用途 一般用・営業用・団体用・浴場用・臨時用

給 水 栓 番 号 第 号

所有者変更の理由

消 防 用 水 道 使 用 届

年 月 日

富良野市長 様

使用者 住 所

氏 名

消防用として、下記のとおり水道を使用したのでお届けします。

記

使用事由	使用年月日	火災又は使用場所	使用水量 (m ³)
火災			
小計	—	—	
予防運動等			
小計	—	—	
訓練等			
小計	—	—	
ドクターヘリ援助			
小計	—	—	
消火栓点検			
小計	—	—	
合計	—	—	

水 質 検 査 請 求 書

年 月 日

富良野市長 様

検査請求者 住 所
氏 名

下記のとおり、水質検査を請求します。

記

給水装置の種類	専用給水装置・私設消火栓
設 置 場 所	富良野市
給水装置の用途	一般用・営業用・団体用・浴場用・臨時用
給 水 栓 番 号	第 号
水質検査が必要な理由	

富 第 号
年 月 日

様

富良野市長

水 質 検 査 結 果 通 知 書

年 月 日請求のありました水質検査結果について、別紙のとおり通知いたします。

なお、検査に要した費用がある場合は、同封の納入通知書により、指定期日までに納入して下さい。

（表 面）

第 号

水道検査員身分証明書

富良野市建設水道部上下水道課

氏 名

年 月 日生

年 月 日発行

富良野市長

（裏 面）

- 1 本証は、富良野市水道事業給水条例第34条及び富良野市簡易水道給水条例第33条の規定により、給水装置の検査をするときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間を、発行の日から1年とする。

共通第1号様式

水道・下水道使用開始に関する届

年 月 日 受付

受付事由 本人・その他 () 『来庁・電話・その他 ()』

市内転居 ・ 転入 ・ その他 ()					
水 栓 ・ 使 用 者 情 報	水 栓 住 所	富良野市			備考 (旧使用者等)
	水 栓 方 書	(アパート・社宅・持家・借家)			
	使用 者 氏 名	カナ			その他 (連絡先・管理者等)
	電 話 番 号		使用人数		
	勤 務 先				
	旧 住 所				
開 栓 区 分	開栓 (する・しない)	メーター情報	メーター情報 検満		
水 栓 番 号	- -	開 始 日	年 月 日		
使用 者 コード		参照水栓番号			
開始指針	《 》 /	上下水区分	下水計算月数		
水 道 用 途 区 分	①一般	②福祉	③営業	④団体	⑤浴場 ⑥臨時
下 水 道 用 途 区 分	①家事・ 団体・ 営業	②福祉	③浴場	下水認定量 (あり・なし) 固定排除量・加算排除量 認定量【 】	

○徴収区分

支 払 方 法	0. 口座		1. 自主納付	
金 融 機 関	銀行コード		銀行名	
口 座 情 報	種別	口座番号	口座開設年月	
カナ名義人				徴収コード

○送付先が水栓住所と異なる場合記入

送付先コード		水 栓 特 記 事 項
氏 名		
住 所		
方 書		
		使用 者 特 記 事 項

共通第2号様式

水道・下水道使用中止に関する届

年 月 日 受付

受付事由 本人・その他 () 『来庁・電話・その他 () 』

市内転居 ・ 転出 ・ 撤去 ・ その他 ()						
水 栓 ・ 使 用 者 情 報	水 栓 住 所	富良野市				備考 (旧使用者等)
	水 栓 方 書	(アパート・社宅・持家・借家)				
	使 用 者 氏 名	カナ _____				その他 (連絡先・管理者等)
	電 話 番 号					
	勤 務 先					
	旧 住 所					
止 水 区 分	止水 (する・しない) 所有者確認 (済・未)	メーター情報	メーター情報 検満			
水 栓 番 号	- -	中 止 日	年 月 日			
水 道	用 途 区 分	①一般	②福祉	③営業	④団体	⑤浴場 ⑥臨時
	基 本 料 金	富良野市水道事業給水条例及び富良野市簡易水道事業給水条例別表1				
	超 過 料 金	に規定する基本料金及び超過料金				
下 水 道	用 途 区 分	①家事・ 団体・ 営業	②福祉	③浴場	下水認定量 (あり・なし) 固定排除量・加算排除量 認定量【 】	
	基 本 料 金	富良野市公共下水道に関する条例別表1に				
	超 過 料 金	規定する基本使用料及び超過使用料				

精算日 月 日 時

精算方法 発送 (納付書) ・ 口座 ・ 来庁 (月 日)

○指針情報		料金・使用料明細		○水道	○下水道
前回指針		基本の水量及び汚水排除量			
精算指針		超過の水量及び汚水排除量			
取前水量		基本の料金及び使用料			
使用水量		超過の料金及び使用料			
		精 算 料 金			

※下水加算水量がある場合は下水道使用料にプラスして精算すること

備考欄 (未納情報など)	
-----------------	--

共通第3号様式

水道・下水道各種変更に関する届

年 月 日 受付

受付事由 本人・その他 () 『来庁・電話・その他 () 』

使用者変更 ・ 用途変更 ・ 徴収変更 ・ その他 ()					
水 栓 ・ 使 用 者 情 報	水 栓 番 号	— —	変 更 日	年 月 日	
	水 栓 住 所	富良野市			電話番号
	水 栓 方 書	(アパート・社宅・持家・借家)			
	使用 者 氏 名	カナ			その他 (連絡先・管理者等) ☆前使用者名
	使用 者 コード		検針順路番号	— —	

○用途変更

☆変更前

水道用途区分	①一般	②福祉	③営業	④団体	⑤浴場	⑥臨時
下水道用途区分	①家事・団体・営業		③浴場			

☆変更後

水道用途区分	①一般	②福祉	③営業	④団体	⑤浴場	⑥臨時
下水道用途区分	①家事・団体・営業		③浴場			

○徴収方法

☆変更前

支 払 方 法	0. 口座	1. 自主納付
---------	-------	---------

☆変更後

参照水栓番号	— —	支 払 方 法	0. 口座	1. 自主納付
金 融 機 関	銀行コード	銀行名		
口 座 情 報	種別	口座番号	口座開設年月	
カナ名義人			徴収コード	

○送付先が水栓住所と異なる場合記入

送付先コード	
氏 名	
住 所	
方 書	

年 月 日

富良野市長 様

住 所 _____
 申請者 電話番号 _____
 氏 名 _____
 使用者コード _____

〔 富良野市水道事業給水条例施行規程第17条第2項
 富良野市簡易水道事業給水条例施行規程第17条第2項
 富良野市公共下水道に関する条例施行規程第20条 〕 の規定に基づき、

下記のとおり減免を申請します。

記

減免対象	1 水道料金	2 簡易水道料金	3 下水道使用料		
	区 分	基本料金・使用料	超過料金・使用料		
減免申請額 ※1	1 水 道 料 金				
	2 簡易水道料金				
	3 下水道使用料				
適用区分	1 公私の扶助を受ける世帯 2 高齢者世帯 3 母子及び父子世帯		4 障がい者及び障がい者在宅世帯 5 災害被災世帯 ※2		
家族構成	氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先
			(歳)		
			(歳)		
			(歳)		
地下水使用有無	有 無				
備 考					

※1 適用区分のうち災害被災世帯についての減免額は被災状況により別途決定する

※2 災害被災世帯については、罹災証明書またはこれにかわるものを提出すること

様

富良野市長

水道料金・下水道使用料減免決定（却下）通知書

年 月 日申請のあった水道料金・下水道使用料の減免について下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

減免対象	1 水道料金		2 簡易水道料金	3 下水道使用料
	区 分		基本料金（1か月）	超過料金（1㎡につき）
減 免 額 (減免後料金)	申請額	1 水 道 料 金		
		2 簡易水道料金		
		3 下水道使用料		
	決定額	1 水 道 料 金		
		2 簡易水道料金		
		3 下水道使用料		
減免開始月	年 月使用分（ 年 月請求分）より			
減免決定 (却下) 理由				
注 意 事 項				
教 示	この通知書に不服がある場合には、この通知書を受け取った翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。			